

滑川町建設工事等請負契約に関する留意事項

本町の発注における建設工事等の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

なお、請け負った工事等の一部を下請けさせるときは、下請業者に対して、この留意事項について周知しなければならない。

1 建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、及び独占禁止法等関係法令の遵守について

請負者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）等関連法令を遵守すること。

2 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

(1) 工事の適正な施工を確保するため、下請契約を締結しようとするときは、建設産業における生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い元請・下請諸関係の合理化に努めること。

(2) 下請契約を締結したときは、下請業者表（別途規定の様式による。）を建設工事等の発注課（課、局）に提出すること。さらに、重層的な施工体制を明示するため、施工体系図を作成し、発注課（課、局）に対して提出するとともに、工事現場に掲示すること。

(3) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づき、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休 2 日制の導入や 1 日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間 40 時間制に努めなければならない。

3 建設資材納入業者との契約について

建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。

4 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって特段の注意を払うこと。

5 ダンプトラック等による過積載の防止について

建設工事等の施工に当たって工事資材の運搬については、過積載を行わないよう、また、過積載を行っていると思われる建設資材納入業者から資材を納入しないなどの必要な措置をとるよう努めること。

6 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

埼玉県生活環境保全条例により、建設工事等の施工に当たって工事現場で使用し、又は使用させる自動車（資機材等の搬出入を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は条例に適合するディーゼル車とすること。

7 建設業退職金共済制度への加入等について

(1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

(2) 1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書（原本）を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途規定の様式による。）を契約締結後1か月以内に発注課（課、局）に提出すること。

(3) 建設工事等の一部を下請に付する場合は、下請業者に対して、この制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により、本制度の促進に努めること。

(4) 工事請負契約を締結した業者は、機構支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。

8 技術者の適正な配置について

(1) 1件の請負金額が2,500万円（建築一式の場合は5,000万円）以上の工事請負契約を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。

(2) 平成17年7月1日以降に公告又は指名通知等を行う工事について、専任の監理技術者又は主任技術者を設置する場合、監理技術者又は主任技術者は、入札の申込みをする日（指名競争入札の場合は入札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。

(3) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負金の額の合計が、3,000万円（建築一式の場合は4,500万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて常駐の監理技術者を配置すること。

(4) 上記(3)の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは、常時資格者証を携帯し、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

(5) 専任の監理技術者又は主任技術者の配置にあたり、その恒常的な雇用関係の確認を求められたときは、監理技術者資格者証や健康保険被保険者証の写し等を提示すること。

9 経営事項審査の義務化について

建設業法に基づき、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられているため、毎決算期ごとに経営事項審査を受け、その結果通知を契約課まで提出すること。

10 暴力団等からの不当要求及び建設工事等妨害の排除

(1) 請負者は、建設工事等の履行に当たり、暴力団等からの不当要求及び建設工事等妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当要求及び建設工事等妨害の排除対策を講じること。

11 民事再生等手続き中の届出について

入札に参加しようとする者で、民事再生法及び会社更生法の規定に基づく手続き開始の申立てを行っている者は、その旨を発注課所に届け出なければならない。

12 建設リサイクル法について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事については、同法第13条の規定に基づく書面等を監督員の確認を受け、契約書に綴じ込まなければならない。

13 工事カルテの作成及び登録について

請負者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事については、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後10日以内（いずれも土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。

ただし、請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注、訂正時のみ登録するものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

14 業務カルテの作成及び登録について

受注者は、契約時又は変更時において委託金額が500万円以上の業務委託について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注、変更、完了、訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は業務完了後10日以内（いずれも土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受託者が公益法人の場合にはこの限りではない。

平成20年4月9日決裁